

# 認知症を理解し、地域で支えよう

私のことを笑ってくれていいですよ  
きつとおかしなことを言ったり  
おかしな格好をすることでしょう  
でもお願いです  
陰で笑ったり  
自分一人だけで  
仲間同士だけで笑わないで  
私にも笑っている訳を教えてください  
きつと私も笑いの仲間に入り  
一緒におかしむでしょう  
だって おかしいことはおかしいと  
私にもわかるから

「大逆転の痴呆ケア」より

認知症になると、記憶障害や認知障害のため  
に不安が大きくなるあまり、まわりの方との関  
係が上手くいかなくなることがあります。しか  
し周囲の理解と気遣いがあれば穏やかに暮らし  
ていくことが  
できます。地  
域で支えあい、  
安心して暮ら  
せるよう、一  
人ひとりがで  
きることを考  
えてみませ  
んか。



## ◆認知症講演会

「大逆転の痴呆ケア」著者で、東京都グル  
ープホーム連絡会事務局長・全国痴呆性高齢者グ  
ループホーム協会理事である和田行男さんをお  
招きして認知症講演会を開催します。

▼日時 1月20日(日)  
13時30分～16時30分(受付13時から)

▼場所 ガリバーホール

▼内容

- ・寸劇「ばあちゃんの思い」
- ・講演「まだ見ぬ介護者へのメッセージ」

講師 和田 行男さん

▼申込 不要

▼参加費 無料

## 活動紹介

# キャラバン・メイト



11月末現在の市内の  
認知症サポーター数 **981人**

認知症を正しく理解し、認知症の人や家  
族を温かく見守り、支援する人(サポーター)  
を一人でも多くし、認知症になっても安心  
して暮らせるまちづくりを行う「認知症サ  
ポーター100万人キャラバン」が今、全国  
で行われています。

この活動を進めるのが、「キャラバン・メ  
イト」です。高島市でも地域の集まりなど  
でキャラバン・メイトがサポーター養成講  
座を開催しています。

今後も多くの方に認知症の方や家族の応  
援者となってもらえるよう各地でサポータ  
ー養成講座を開催していきます。

## ◆講師紹介◆ 和田行男さん

1955年高知県生まれ。  
1987年に国鉄職員から  
介護の世界へ転職。様々  
な施設の相談員などの経  
験後、東京都内で初の認  
知症高齢者グループホー  
ムの施設長を経て、現在  
(株)大起エンゼルヘルプ  
クオリティマネージャー  
として活躍。  
著書「大逆転の痴呆ケア」。  
雑誌「りんくる」連載中。



※この講演会は厚生労働省が展開している  
「認知症サポーター養成講座」として  
位置付けられています。

## 介護予防教室 元氣カレッジ2月の予定

65歳以上の方が対象の元氣づくりに取り組み教室です。

- ▼時 間 14時～16時
- ▼持 ち 物 お茶、タオル
- ▼申込締切 「元氣の源」の日は各開催日の1週間前  
までに参加申し込み必要
- ▼参加費 無料
- ▼開催地 地域包括支援センター または  
NPO法人どうんこ ☎(20)23001

実施日	会 場	内 容
2月8日(金)	ほおじる荘(新旭)	「元氣の源」 いただきます!
2月15日(金)	朽木保健センター	
2月18日(月)	マキノ健康福祉センター	
2月22日(金)	高島保健センター	
2月25日(月)	安曇川保健センター	転ばぬ先の体力づくり
2月29日(金)	今津保健センター	「元氣の源」いただきます!



このコーナーに関するお問い合わせは…  
☎(20)01993 ☎(20)02092  
地域包括支援センター  
今津町名小路1-4-1(高島市役所別館1階)

# 介護保険料にかかると 所得控除・納付証明書の発送について

65歳以上の方(第1号被保険者)が納付され  
た介護保険料は、所得税の確定申告や住民税の  
申告の際に、社会保険料控除の対象となります。

## 納付した介護保険料の確認方法

### 普通徴収(納付書または口座振替の方)

1月下旬に、前年中(1月～12月)に納付し  
ただいた介護保険料の納付証明書を郵送します。  
控除できるのは納付された方になります。例え  
ば配偶者の介護保険料を納付されたときは、本  
人と配偶者の介護保険料の合計額が控除の対象  
となります。

### 特別徴収(年金からの天引きの方)

対象となる介護保険料の額については、社会  
保険庁などの年金保険者から発行される源泉徴  
収票等で確認してください。なお、控除できる  
のは、納付された本人のみです。

## Q & A

Q. 7月に市から送付された平成19年  
度介護保険料の決定通知書の保険  
料額と、社会保険庁から送付され  
た源泉徴収票に記載の天引き額が  
違いますか…

A. 7月に市から送付させていただいた通知は  
年度額(4月から翌年3月)で、社会保  
険庁等からの源泉徴収票は1月から12月に  
納めていただいた保険料額です。申告書に  
は社会保険庁等からの源泉徴収票の金額を  
記載してください。

Q. 昨年の途中で普通徴収から特別徴  
収に変わりましたが、納付額の確  
認はどうすればいいでしょうか。

A. 市から送付させていただいた証明書の額(普  
通徴収分)と、社会保険庁等から送付され  
ます源泉徴収票の額(特別徴収分)を合計  
してください。

- ☎健康福祉部 長寿介護課 ☎(22)0210
- マキノ支所 住民課 ☎(27)1910
- 今津支所 住民課 ☎(22)5101
- 朽木支所 住民課 ☎(38)3111
- 安曇川支所 住民課 ☎(32)4413
- 高島支所 住民課 ☎(36)8008
- 健康福祉部 社会福祉課 ☎(25)8120

このコーナーに関するお問い合わせは  
長寿介護課 ☎(22)0210まで  
今津町名小路1-4-1(市役所別館1階)